　教私第1584-3号

令和４年８月18日

各私立幼稚園設置者　様

各私立認定こども園設置者　様

大阪府教育庁私学課長

令和４年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金

に係る事業の追加募集について（通知）

標記について、国庫補助金を財源とする大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の追加募集を行います。

つきましては、令和４年度において、当該事業を新たに実施(または実施を予定)する園は、下記のとおりご回答

いただきますようお願いします。　※本補助金の趣旨や要件等を全てご理解いただいた上で、ご回答ください。

記

１．募集事業

・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）２次

・園務改善のためのICT化支援事業 ３次

２．補助対象期間

令和４年４月1日～令和５年３月31日

３．意向確認

　当該事業を実施し、本補助金を活用する意向がある場合のみ、次のとおりご回答ください。

※ご回答にあたっては、必ず別紙の内容をご参照ください。

　※期限までに［意向がある］旨のご回答がない場合、今後いかなる場合であっても、当該事業への申請はできません。

　　（［意向がある］旨のご回答をいただいたあと、ご辞退いただくことは可能とします。）

　（１）回答方法：　**インターネット申込み**（下記の該当事業名をCtrlキー押しながらクリック）

　　　　　　　　　・[幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）２次](https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2022080066)

　　　　　　　　　 ・[園務改善のためのICT化支援事業 ３次](https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2022080065)

（２）回答期限：　**令和４年８月26日（金曜日）午前10時00分**

※期限を超えての回答は一切受け付けられませんのでご注意ください。

３．今後の予定

　本意向において、［意向がある］旨のご回答をいただいた場合は、以下の手続きが今後発生します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業計画 | ⇒ | 内示 | ⇒ | 交付申請 | ⇒ | 交付決定 | ⇒ | 実績報告 | ⇒ | 額の確定  （支払い） |
| 府 | 府 | 園（法人） | 府 | 園（法人） | 府【R5.5】 |

※今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせ等は、大阪府ホームページへの掲載またはメールにて行います。

　　　なお、メールは、本意向確認の回答(インターネット申込み)時にご入力いただくメールアドレスあて行います。

ご入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを

各園(法人)にてご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。

【担当者】　　大阪府教育庁私学課　幼稚園振興グループ　　担当： 高山、小木曽

　　　　　　　電話： 06-6210-9273　　メール：[shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

**別　紙**

**令和４年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の追加募集について**

　（令和４年８月18日）

**１．幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）２次**

|  |
| --- |
| 対象事業者  　 次に該当する事業者のうち、令和４年６月10日付け教私第1584号において、『幼児教育の質の向上  のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）』に意向がある旨の回答をしていない者  施設類型：　幼稚園・幼稚園型認定こども園  設置者種別：　学校法人・宗教法人・個人  ※令和３年度において下記事業に係る内示を受けている園も対象ですが、上限額が変わりますのでご注意ください。  『 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ４次 』  　　※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。  交付基準額  　 １園あたり50万円  補助率  　 府(国) 10/10　（事業者負担ゼロ）  　　※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。  補助対象期間  　 令和４年４月１日～令和５年３月31日  補助対象経費  　 ア）新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入  　 イ）新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費  　 上記のうち、補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するものを補助対象経費とします。  　 なお、個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。  ［例］※FAQには、より具体的な例を掲載していますので、必ずご確認ください。  ◆保健衛生用品とは・・・ 園児や教職員用マスク、消毒液、ペーパータオル、空気清浄機、体温計、CO2モニター 等  ◆かかり増し経費とは・・・ 幼稚園が感染対策の取り組みを徹底することに伴う業務量の増にかかる経費  　≪留意事項≫  　・本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的  に確認できないものは、補助対象外とします。  　・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが  　　望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。  　・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。  交付する額の上限  　 次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）  ① 令和３年度『 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)４次 』  　　 に係る**内示**を受けた園  　　　算式： **（[交付基準額－(内示額×2)] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率**  ② 上記①に該当しない園  　　　算式： **（[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率** |

**園務改善のためのICT化支援事業 ３次**

|  |
| --- |
| 対象事業者  施設類型：　幼稚園・幼稚園型認定こども園  設置者種別：　学校法人  ※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。  　 ※令和３年度において「園務改善のためのICT化支援事業１～3次」の内示を受けた園も対象です。  　 ※令和４年度において「園務改善のためのICT化支援事業」および「園務改善のためのICT化支援事業２次」へ  意向ありの旨を回答いただいた園も対象です。  交付基準額  　 １園あたり100万円  補助率  　 府(国) 3/4　　※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。  補助対象期間  　 令和４年４月１日～令和５年３月31日  補助対象経費  　 ア）幼稚園教諭の事務負担軽減を図るための支援システムの導入  　 イ）コロナ禍においてニーズが顕在化したＩＣＴ環境の整備に必要な経費  　 上記のうち、次の①②に該当する経費を補助対象経費とします。  ① 補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するもの  ② 購入費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等  　 なお、個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。  ［例］※FAQにはより具体的な例を掲載していますので、必ずご確認ください。  ◆幼稚園教諭の事務負担軽減を図るための支援システムの導入費 及び  コロナ禍においてニーズが顕在化したICT環境の整備に必要な経費とは・・・  ・指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理を効率化するシステムの導入  ・預かり保育や幼児教育・保育の無償化に係る事務のICT化  ・保護者との連絡や情報共有を効率的に行うためのアプリの導入  ・教員研修や保育参観、小学校との交流事業等をオンラインで行うためのICT環境整備  ・保育動画の配信を行うためのICT環境整備　　　　　等  ≪留意事項≫  ・本募集は、システム導入の促進を行うために追加で募集を行うものです。ついては、パソコン等の備品のみの購入  　は対象外となりますので、ご注意ください。ただし、システム導入にあたり最低限必要となる備品等については、  　システム導入に要する費用の半額まで補助対象とします。  ・リース料、保守費等は申請年度に係る費用のみ対象です。既に導入済のシステムや端末等に係る費用は対象外です。  ・本事業の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できない  ものは、補助対象外とします。  　・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、  園の規則等により適切に判断し支出してください。  　・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。  　・令和４年度における「園務改善のためのICT化支援事業」及び「園務改善のためのICT化支援事業2次」と本事業  のいずれも活用する場合、対象経費の重複や按分は認められません。  交付する額の上限  　 次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）  算式： **（[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率** |